

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定
に向けた「再犯防止推進計画等検討会」
（第7回）議事録

第1 日 時 令和4年10月27日（木） 自 午前10時00分
至 午前11時55分

第2 場 所 オンライン

第3 議 題 （1）第2次再犯防止推進計画（仮称）の素案（保護司等民間協力者、地域
による包摂、その他基盤整備）について
（2）意見交換

第4 議 事 （次のとおり）

第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会

（第7回）

関係省庁出席者一覧

※議長である法務副大臣は公務のため欠席

（副議長）

法務省大臣官房政策立案総括審議官 （構成員等）	吉川 崇
内閣官房副長官補付参事官補佐 ※代理	植木 亮
警察庁生活安全局生活安全企画課生活安全企画官 ※代理	関口 澄夫
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課課長補佐 ※代理	日比 修史
総務省自治行政局地域政策課長	西中 隆
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長	小林 隼人
法務省刑事局官房付兼企画調査室長 ※代理	仲戸川 武人
法務省矯正局更生支援管理官	谷口 哲也
法務省保護局総務課長	瀧澤 千都子
法務省保護局更生保護振興課長	杉山 弘晃
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐 ※代理	若林 徹
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐 ※代理	片柳 成彬
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室生徒指導第一係長 ※代理	神崎 拓真
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策推進室長	小澤 幸生
厚生労働省社会・援護局総務課課長補佐 ※代理	酒谷 徳二
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 特定求職者雇用対策専門官 ※代理	片柳 栄一
農林水産省経営局就農・女性課経営専門職 ※代理	森戸 祐紀
林野庁経営課林業労働・経営対策室長	池田 秀明
水産庁漁政部企画課課長補佐 ※代理	西田 貴亮
中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐 ※代理	新垣 琢磨
国土交通省住宅局住宅企画官	皆川 武士

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから再犯防止推進計画等検討会の第7回会議を開催させていただきます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。本日も司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回もオンライン方式により会議を開催させていただいております。

本日議長の門山法務副大臣は公務のため欠席でございます。また、和田委員におかれましては所用により御欠席と承っております。また、村木委員は少し遅れて御出席の予定でございます。

それでは、早速議事に入ります。

本日は第2次再犯防止推進計画の素案の保護司等民間協力者、地域による包摂、その他基盤整備について御意見を頂きます。前回同様たたき台といたしまして、事務局において作成した素案をお送りさせていただいておりますので、まずはその概要について事務局から御説明をさせていただきます。

なお、この素案につきましては、前回同様ホームページ等への公表はこの段階ではしないこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 おはようございます。

大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の小林です。

次期計画の素案のうち保護司等民間協力者、地域による包摂、その他基盤整備の3つについて説明いたします。使用するものにつきましては、事前にデータで送付しておりますが、同じものを画面で共有いたします。

それでは、それぞれのポイントとなる施策について説明いたします。主に右側に記載の部分を御覧いただければと思います。

まず、保護司等民間協力者の活動の促進についてです。

本章の構成として、現行計画では保護司とその他の民間協力者を一体として記載しておりましたが、次期計画では保護司とその他民間協力者に分けて記載したいと考えております。

具体的な施策としては2ページ目からです。

保護司に関する施策として5つ記載しております。

1つ目は、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行です。

保護司に関する担い手不足や高齢化などといった様々な課題に対応し、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立を目指し、2年を目途として検討・試行を行うこととしております。

2つ目は、保護司活動のデジタル化とその基盤整備についてです。

現在運用しております保護司専用ホームページの機能を拡充するとともに、保護司が使用するタブレット端末を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図ることとしております。

3つ目は、保護司の適任者確保に関する施策です。

保護司適任者に関する情報収集や、保護司の候補者となる方々を対象に、保護司活動についての理解を深めていただくためのセミナーやインターンシップの実施などを盛り込んでお

ります。

4つ目は、地方公共団体からの支援の確保についてです。

昨年度、法務省と総務省が連名で都道府県知事、市区町村長宛てに保護司活動に対する一層の御理解、御協力を求める文書を発出しており、引き続き面接場所の確保など、御協力いただけるよう働き掛けることとしております。

最後5つ目は国内外への広報・啓発です。

幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるための広報の実施や保護司制度や活動についての国際的な認知、評価を一層高めることを盛り込んでおります。昨年3月に開催された京都コンgresにおいて、第1回世界保護司会議が開催されるなど、保護司制度の国際発信に努めているところでもあります。

続いて、保護司以外の民間協力者についてです。

保護司以外の民間協力者が果たす役割は、保護司と同様に重要であることには変わりはありません。5、6ページ目に記載した更生保護ボランティアや少年警察ボランティア等の活動については、引き続き支援の充実を図ることとしております。

7ページ目下段の施策96は、民間団体等の創意工夫による再犯防止活動の促進についてでございます。

法務省では令和3年度からの3年間、国として初となるソーシャル・インパクト・ボンドによる事業として、少年院出院者への学習支援事業を民間協力者に委託して実施しております。本事業を通じて得られた知見を地方公共団体にも共有するなど、民間の資金やノウハウの一層の活用を図っていきたくと考えております。

なお、本施策については最後の基盤整備の章に記載したいと考えております。

最後に、本素案ではまだ記載ができておりませんが、これまでの検討会で御指摘いただいた自助グループや外部通勤などにつきまして、本章で社会資源の活用といった形で独立した施策を立てたいと考えているところであります。

続きまして、地域による包摂についてです。

11ページ目から地域による包摂を推進するための取組を記載しております。

現行計画では地方公共団体との連携強化としていた本章につき、法改正による国の新たな取組などを追加し、支援の連携強化、相談できる場所の充実と併せて地域による包摂として構成したいと考えております。

まず、地方公共団体における取組の推進についてです。

現行計画下において再犯防止推進モデル事業を実施し、好事例等を各種協議会等を通じて地方公共団体間で共有するなどしてきました。その結果、地方公共団体の取組は着実に進展しているところでありますが、これをより持続的かつ的確に進めるために地方公共団体からは、国と地方公共団体の役割分担の明確化と財政支援が必要であるとの御意見を多数頂いているところであります。

そこで、次期計画においては、柱書の部分で国、都道府県、市区町村の役割を明示したいと考えております。

具体的には、国の役割は刑事司法手続の枠組みにおける指導、支援を実施するとともに、法改正等により可能となった刑執行終了者等に対する助言やネットワーク構築を推進すること。都道府県の役割は広域自治体として域内の市区町村の取組が円滑に行われるように支援

するとともに、域内の市区町村が単独で実施することが困難と考えられる取組の実施に努めること。そして、市区町村につきましては、地域住民に最も身近な自治体として保健、医療、福祉等の既存の行政サービスの中で必要なサービスを適切に提供するよう努めることをそれぞれの基本的な役割として考えており、これらを実施していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

具体的な施策としては14ページ目から5つ記載しております。

1つ目と2つ目の施策には、今お話しした市区町村、都道府県の役割を果たせるよう国として必要な支援をしていくことを記載しております。

3つ目の施策は、地方再犯防止推進計画の策定支援です。

本年4月1日時点で371の地方公共団体に地方計画を作成いただいております、順調に増加しているところでありますが、引き続き支援していきたいと考えております。

4つ目は、情報の提供です。

地方公共団体が施策を企画立案する上で必要な統計情報、あるいは個別の支援を実施する上で必要な個人情報について、提供する情報の内容や提供方法を検討し、適切に提供していきたいと考えております。

最後5つ目として、地方公共団体への知見の提供や地方公共団体間の情報共有を記載しております。

各種協議会を通じた情報共有や国として実施した調査、研究の成果の提供などを実施していくことを考えております。

続いて、支援の連携強化について、20ページから21ページにかけて新規施策を3つ盛り込んでおります。

1つ目は、更生保護に関する地域援助の推進です。

改正された更生保護法に基づき、保護観察所において一般の地域住民等からの相談を受け、必要な助言や情報提供ができるようになったことを受け記載したものです。

2つ目は、更生保護地域連携拠点事業の充実です。

本年10月から全国3か所で地域の支援団体のネットワーク構築など、地域の支援者を支援する事業を開始しており、その充実について記載したものです。

3つ目は、法務少年支援センターにおける地域援助の実施体制の強化として、オンラインの活用やアウトリーチ型による相談の実施なども検討していくことを盛り込んでおります。

次に、22ページには相談できる場所の充実として2つの施策を盛り込んでおります。

1つ目は、刑執行終了者等に対する援助の充実です。

本施策も更生保護法の改正により、保護観察所において、刑の執行が終了した者などからの相談を受け、助言ができるようになったことを受け記載したものです。

2つ目は、更生保護施設における訪問支援事業の拡大です。

昨年10月から全国8つの更生保護施設において、更生保護施設退所者等に対するアウトリーチ型の支援を実施しており、本取組を拡充していきたいと考えております。

最後に再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組についてです。

23ページ目以降に記載している部分でございますが、分野横断的な基盤となる人的・物的体制を整備するとともに、24ページ下段から新規施策としてデジタル化による業務の効率化や処遇の充実、官民を通じた連携体制の構築、人材育成や人事交流、そして弁護士、あ

るいは弁護士会との連携の強化といったものを盛り込んでおります。

簡単であります、素案の説明は以上であります。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、有識者委員の皆様から御意見を頂戴できればと存じます。

恐縮ですが、いつもどおり最長7～8分程度で御発言をお願いいたします。

なお、宮田委員におかれましては事前に資料を送付いただいておりますので、御発言の際に併せて御参照いただければと思います。

御発言につきましては、これもこれまで同様構成員名簿の掲載順をお願いいたします。

それでは、早速川出委員からよろしくをお願いいたします。

○川出委員 ありがとうございます。

意見と要望を3点申し上げたいと思います。

まずは、2ページ目の新規項目である、持続可能な保護司制度の拡充に向けた検討・試行についてです。保護司の成り手が不足しているという話は、少なくとも私が刑事政策を勉強し始めた30年以上前から言われていることで、その原因として指摘されてきた事情が変わらない以上は、現在の枠組みを維持したままで抜本的な解決を図るのは難しいように思います。

そういった観点から言いますと、今回、この項目を新たに立て、かつ2年という時間を掛けて検討・試行を行うというわけですから、保護司制度の根本に影響が及ぶような内容を含めて、様々な可能性を広く検討していただければと思います。これは要望になります。

次に、2点目は、8ページの施策番号の99、犯罪をした者等に関する情報提供についてですが、これは、新たな計画では削除ということになっております。再犯防止推進白書を見ますと、ここで言う情報提供というのは、主に、保護観察所が、保護司さんや、更生保護施設、自立準備ホームの職員の方などに保護観察対象者に関する情報を提供する場合が想定されているようです。確かに、そのような場合であれば、必要な情報提供を行うのは当然のことですので、あえてこういう形で計画に明記するまでもないかもしれません。

ただ、保護観察とは別枠で再犯防止のために活動していただいている民間協力者の方はいらっしゃるし、先ほど説明があったように、例えば施策番号の96に示されているようなことを推進していくということであるとすれば、そういう方々に対して、もちろん対象となる方の同意を得た上での話になりますが、支援を行っていただく上で必要な情報を法務省から提供することは重要であると思います。それを明らかにするという意味で、文言の修正が必要になるかもしれませんが、この項目は残していただいた方がよいように思います。

最後は、地方公共団体における取組の推進に関してです。この間に、再犯防止に関する地方公共団体における取組が進んできたことは、再犯防止推進法の制定、さらには推進計画の策定がもたらした大きな成果の一つであると思います。ただ、地方公共団体の中には具体的に何をすればよいのかよく分からないというところもなお存在すると思いますので、国から情報を提供することはもちろん重要なのですが、それとともに実際に人を派遣するなどしてこれまで培ったノウハウを伝えることが必要であろうと思います。

そういう観点からは、今回25ページの2番目の再犯防止関係者の連携体制の構築及び人材育成等という項目が新たに立てられ、国と地方公共団体との人事交流の積極化が明記されたことは非常に大きな意義があると思います。現在は、法務省から地方公共団体への出向も、

地方公共団体から法務省への出向も、あるにはあるけれども少ないと聞いておりますので、これを機にそれを是非増やしていただければと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 川出委員、ありがとうございました。

続きまして、清水委員、よろしく願いいたします。

○清水委員 清水です。おはようございます。

私からは保護司等民間協力者の活動の促進のための取組のところで、具体的な計画としてはそれぞれ大事なことが挙げられていると思いますけれども、1ページの柱書の部分について気になったことを申し上げたいと思います。

柱書というのはある意味では国の計画のテーマ設定でもありますけれども、あわせてこれは国民の皆様に向けて保護司制度についてどういうことを国が考えているのかという、そういう理念の表明でもあると思います。川出先生がおっしゃったように、この30年変わらなかったことをそれでも頑張っているわけですが、何を变えていくか、今の時代何が必要なのかというのは、この理念の部分でもあると思ひまして、柱書について一言申し上げたいと思います。

まず、柱書には3つのフレーズがあります。

1つは、我が国の保護司制度は国際的な評価が高く、世界に広がっていくことが期待されているとされております。

2つ目では、一方で国内状況を見ると、その保護司制度の維持が危惧されている状況にあるとまでされております。

3つ目は、多くの分野の民間協力者が欠くことができない活動を行っていると言われております。

しかし、保護司等民間協力者、この3つのフレーズ全部を含めて表現されている方々について、その全体をまとめるテーマがもっと必要ではないかと、それをもって国民に協力を呼び掛けるような基本的な理念がここには必要ではないかと思ひます。

特に保護司について申し上げますと、同じ保護司制度に言及しながらも、国際会議では外に向けては極めてポジティブな評価をして、内に向けては極めてネガティブな評価をしており統一的な理念がない。この計画に出てくる国の顔は、よく言われますけれども、外向きにはいい顔をして、家に帰るとしかめっ面をしているという印象があります。

そこに統一感、テーマ性がないというところかなと思ひますけれども、そういう意味でこの柱書というのは国の計画というだけではなくて、日々活動している4万6,000人の保護司の士気を意識を高める。さらにはまた幅広い国民各層の保護司活動への関心、やってみようかなというような関心を高めるためにはもっとポジティブな意義、課題、期待を提示した方がいいのではないかと、国民から見てこれからの社会、人ごとではない制度であると、そこまでは言い過ぎかもしれませんが、そのぐらいのテーマ設定があってもいいのではないかと思ひます。

そう思ひて、国際会議に私は出ていませんので、令和3年の再犯防止計画の白書を見ますと、そこに世界保護司会議が紹介されています。そこの中で上川法務大臣が挨拶で、保護司をはじめとする地域ボランティアはSDGsに掲げるマルチステークホルダー・パートナーシップを体現するものであるとおっしゃっているんですね。マルチステークホルダー・パー

トナーシップのプロセスは、私がアバウトに知る限りではコミュニティ政策であり、さらには企業と市民の共同であり、また多様な人たちの共同参画などであるとされていると思います。

もう一つその白書には、保護司の安藤良子さんという方の発表が紹介されています。安藤さんはODAの獣医として南米で活躍して帰国され、保護司を引き受けた方だそうですが、そこでおっしゃっているのは、保護司の役割は、地域にいてとおっしゃっていますが、その地域で保護観察対象者と地域社会をつなぐことであると、そして保護司が社会にオープンになってくることが大切であると、実際の活動の中でこの2つのことを実感したとおっしゃっています。

お二人が指摘するテーマというのは、保護司や民間協力者はこれからの持続性のある社会づくりに欠かせないということ、もう一つはインクルーシブな社会づくりを担うのだということでありまして、そのために保護司制度もオープンにしていくということをおっしゃっているように思います。

そういった内容をこの柱書のテーマ設定にどう書くかは、またいろいろ御検討いただければと思いますけれども、そういうテーマ設定にしておきますと、3つ目のフレーズの多くの分野の民間協力者の参加と一体になってくると思います。地域の多様な方々の参加についての国の内外を問わない普遍性のある呼び掛けにこの柱書がなってくるのではないかと、あるいは課題設定になってくるのではないのでしょうか。

保護司と様々な民間協力者の方々もそういうことをここに期待しているのではないかと、後押しを期待しているのではないかと思いますし、また民間協力者という言い方は、これはこれでいいと思いますけれども、国から見て民間協力者ですけれども、活動を担っている皆さん自身は地域を担う主体であると考えていると思いますし、上川さんがマルチステークホルダー・パートナーシップと表現したのはそういうことではないかなと、せつかくそういう普遍性のある理念があるわけですので、そういったことをこの計画の中でもどのように引き継いで表明していくかということが大切ではないかと思います。そういう保護司や民間協力者が持続性のあるインクルーシブな社会づくりの一環としてとても重要なんだと、そういうことを広く理解される計画になるのではないかなと思います。

それから、もう一点保護司関係については、3ページの新規項目の保護司適任者に係る情報収集というのがありますけれども、そこにおきまして地方公共団体、自治会、福祉、教育、経済等の各種団体と連携して幅広い年齢層、職業分野からの情報収集を促進するとされていますけれども、この計画は幾つかのところでそういう傾向がありますけれども、促進するとされているその主語が曖昧であるなと思います。これは当然ですけれども、保護観察所であるべきでしょう。

近年は保護司になることについて、幾つものアンケートでその不安や負担がためらいになるとされているわけですし、そういう意味では保護観察官が適任者確保の場面、場面で常に関わって、保護観察官という協働体制の軸になる顔が見える関係を地域に広げることは必要ではないかと思います。保護司の存在の上に国の制度を載せてきた取組から、国が保護司を支える取組に変えていくのがこの計画の方向性であると考えたいし、そのための職員体制を保護観察所に構築していくべきだろうと思います。

川出先生が法務省と地方公共団体の人事交流のお話をされましたけれども、地方公共団体

からすると今何が必要かということを知る手掛かりといえますか、それは実際に保護観察対象者等に向き合っ、日々取り組み、悩んでいる保護観察官から伝わるのが大事なのだと、生の情報が伝わるのが大事なのだと思いますし、そういう意味でも地方公共団体の人事交流がとても大事、そこまでいなくても保護観察官の顔が見える開拓体制が大事だと思います。

最後に一つだけ22ページの新規施策として、相談できる場所の充実という項目が設けられたのは、息の長い支援という方向づけが具体化されたものとして歓迎したいと思います。とりわけ地域生活者へのアウトリーチである訪問支援を独立した項目にいただいたことは、私としても実効性に鑑み特に歓迎したいと思いますし、この際限定的なモデル事業を脱して早期に全国に拡大していくことを改めて期待したいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水委員、どうもありがとうございました。

続きまして、堂本委員、よろしくお願ひいたします。

○堂本委員 1つ質問、それから意見ですが、先ほどから説明の中で更生保護法の改正と言っておられますが、これはいつの改正のことか知りたいんですね。改正されて、という話が何回かありました。

これは後で伺うとして、私は保護司の仕事が完全にボランティアを期待している奉仕の制度であることにいささか疑問を抱いています。完全なボランティアを保護司制度に期待しきっていいのかということで、保護観察官と保護司の関係もとても大事なのですが、保護観察官はすごく忙しくて、千葉でも現場へ行ってみましたが、手が回らないほど忙しい。保護司がそれを補う役ですが、その役を完全にボランティアに期待していいのか、その点、保護司制度に疑問を持っているので、毎回、申し上げます。定年で辞められたOBの方とか、そういった高年齢の保護司が少なからずいらっしゃる。しかし、若者に話しかけるには若い保護司も必要だと思います。ただ、20代、30代の人にボランティアを期待することは難しい。そういうことから考えて、保護観察官だけではなくて若手の保護司が制度化されれば、ボランティアとしてではなく、仕事としてできるのではないかと考えています。

もう一つは、地方公共団体との関係ですが、従来、地方公共団体と刑事司法の関係性が薄かったと言えますが、今後は、地方公共団体が刑事司法の問題についても関心を持ち続けることが大事だと思います。前回は申し上げたかもしれませんが、外国の場合は刑務所も地方自治体が所管、運営していますけど、日本の場合は刑務所は全部国が所管しています。国が所管する刑務所が地域で孤立する可能性があります。刑務所からは、受刑者がその地域に住む、住まないは別として、どんどん出所し、また入ってきます。実際に出入りがあり、そういった人たちの社会復帰、あるいは就労とか、居住の問題も出てくるので、そういった事項を出所前に十分に検討するというようなやり方も求められており、そのためには刑務所と地方自治体の関係性を密にする必要があると考えています。

そういったときに、保護司がボランティアでいいのか、抜本的、構造的な問題として更生保護の制度をいずれは見直すことが必要だと思います。

直近の課題としては、保護司を委任する際も地方自治体の方が人材の選択についてもどういう人が向いているかを知っている可能性があり、地方自治体と刑務所、さらに保護観察官

との関係性を密にし、パイプを太くしておくことが大事だと考えます。

以上です。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

今、先生から更生保護法の改正の関係、御質問がありましたので、保護局で御説明できま
すでしょうか。

○法務省保護局総務課長 更生保護法の改正は正に本年6月に改正されたものでございまして、
1年6月以内の施行を予定しているものでございます。

内容等についてはよろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 例えば20ページで改正後の更生保護法の規定に基づ
きという記載がございますが、どういう改正をしたことによってこういう記載につながって
いるのか、簡単に結構でございますが、御説明いただけますでしょうか。

○法務省保護局総務課長 今回の法改正には大きく5つポイントがございまして、再度の保護
観察付執行猶予が可能となること、2つ目といたしまして、保護観察処遇が充実、強化され
るということ、そして3つ目として被害者の思いに応える処遇等の充実、強化を図るとい
うこと、4つ目として刑執行終了者等に対する支援を整備するというところでございます。

この4つ目の刑執行終了者等に対する支援の整備におきましては、またいろいろお話が出
てまいります。刑を終えた者について社会内で支援を行うことが必要である、有意義であ
るということから、更生緊急保護の制度の拡充でありますとか、釈放が見込まれる勾留中の
被疑者に対しまして生活環境の調整を実施できるということでございますとか、あるいは刑
執行終了者に対しまして改善更生に必要なときは、その意思に反しない範囲内において援助
を行うことができるということでございますとか、また地域住民や関係機関からの相談に応
じ、情報提供や助言等の援助を行うことができることなどが明文化されたものでございます。

また、5つ目、更生保護法の改正ではなく、正確に申しますと更生保護事業法の改正なの
でございますけれども、こうした改正に併せまして更生保護事業の枠組みについても整理を
行っていることが更生保護法の改正及び併せての更生保護事業法の改正の概要でございま
す。

雑駁でございますが、以上でございます。

○堂本委員 マスク時代なものですから、聞き取れなかった部分があり、メモを後で送って
いただければうれしいです。

○法務省保護局総務課長 了解いたしました。申し訳ございません。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

後ほどその関係でまた御質問等ございましたら、忌憚なくよろしく願いいたします。

続きまして、野口先生、よろしく願いいたします。

○野口委員 おはようございます。

今日は協力雇用主として、現場で一番深い関わりがある保護司等民間協力者、地域による
包摂、その他基盤整備についての検討ということでございますが、次期再犯防止推進計画の
素案について私の方から簡単にコメントをさせていただきます。

保護司等民間協力者の活動の推進等について説明を頂きました。保護司の方々の事務の効
率化のために保護司専用のホームページやタブレット端末の配備など、保護司活動のデジ
タル化の推進につきましては、これまでの取組同様強力に推し進めていただければと思います。

その状況において必ずしもデジタルの知識を有する保護司の方ばかりではありませんので、フォローアップを忘れずに行っていただければと思います。

次に、どこの施策番号ということではありませんが、保護司をはじめとする更生ボランティアと再犯防止活動に取り組む関係機関、団体との連携についてです。

私自身、協力雇用主として実際に対象者を雇用した際、警察署の少年係と連携することがあります。私自身、地域の警察署の少年警察補導員と少年指導委員を、75歳の定年まで35年間程務めてまいりましたけれども、また各県の警察幹部というか、生活安全課の警部補の会にこの数年出て研修会に参加しておりますけれども、必ず少年の場合は少年係が取調べを行います、その際に無就学少年、それから無職少年というのがあります。これをただ調べるだけでそれで終わりということじゃなくて、今度再犯防止推進計画ができたのを機会に、今警察の方もそういう少年たちの立ち直り支援というのに非常に力を入れていらっしゃいます。

私は警察学校の研修会に参加させていただいておりますけれども、そちらで「協力雇用主を御存知ですか。」とお聞きしたら、挙手をしていただくというのは例えば10名の中では2名とか、50名の中では7名とかということで、まだまだ協力雇用主の存在を知らないということがあります。そういうことで、対象者の立ち直りに関わる人たちが横の連携を取ることによって、再犯防止に向けての対象者への手厚い支援が行われるのではないかと思います。今後このような連携体制を地域の中でつくることのできるよう検討をお願いしたいと思います。

最後に地域の包摂を支援するための取組についてです。

地方公共団体では、地方再犯防止推進計画が策定されました。もちろん私は福岡県ですけれども、地方公共団体では、国の推進計画ができた翌年からそれができて、地方公共団体では再犯防止推進計画が策定されて検討会が開催されております。私も検討会のメンバーとして会議に出席する機会が多くありますけれども、会議の中で出席団体の活動の状況などを内容としては説明するだけで大体時間が終わっているということです。確かにほかの団体の活動を知ることは必要ですけれども、具体的な連携の在り方など、実効性のある検討の場になるように取り組んでいただけたらと思っております。

以上、簡単ではございますが、私のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口委員、ありがとうございました。

それでは、松田委員、よろしく願いできますでしょうか。

○松田委員 よろしく申し上げます。

大きく3点申し上げたいと思います。

1つは第6のパートについてですけれども、ここが保護司について特出ししてつくられた素案になっていますのは、柱書にあるとおり再犯防止を始め地域の安全とか安心にとって保護司が不可欠だということと、一方成り手が少なくなったとか高齢化とかといった問題に直面している現状を反映したつくりなのだろうなと思ひまして、この点につきましては先ほど堂本先生もおっしゃいましたけれども、保護観察官との協働関係も含めた抜本的な対策が必要だろう、多分再犯防止だけに関わる問題ではないのだろうなと思ひながら拝見いたしました。

ただ、このパートについて思いますことは、先ほどほかの先生もおっしゃっておられましたけれど、再犯防止対策が有効に行われるには保護司はもちろんですけど、より多くの一般市民の方の理解と活動が必要不可欠だと思います。その意味で民間協力者を上げるこのパートについては3つ思うことがあるのですけれども、1つはタイトルはそのままの方がいいのではないかと、項目として保護司を特出しするのはもちろん必要だと思うのですけれども、タイトルについては、国として民間協力者の方の活動を支援するのだというままの方がいいのではないかと思います。

2点目は先ほど清水先生がおっしゃっておられましたが、柱書の内容も民間協力者が必要だと、幅広い民間の方から協力いただくことが必要だということを改めてここで書くことも大事なんじゃないかなと思いました。

3点目はすごく細かいことなのですけれども、新規開拓のための策というのも何か盛り込まれていいのではないかと思います。

つきましては、関連して96について、これは素案では基盤整備のところ記載するとなっておりますけれども、民間協力者に関するパートに残していただきたいと思います。それから、素案ではどうも資金面のことが前面に出がちなのですけれども、それもすごく大事ですけど、併せてこれまで余り関心を持っておられないと思われる経済とか金融関係の企業活動家とか組織に対しても、再犯防止策が持つ経済的な意義というものもあると思いますので、それらも伝えて関与する意欲を喚起するというのも何か盛り込めたらよいのではないかと思います。

それから、後の方に出てくる弁護士の方に関する記載もこのパートで書く方が私はよいのではないかと思います。

まとめて申し上げますと、再犯防止における保護司の重要性というのは、現状ではもちろん事実ですけども、息の長い支援を行うという観点からは、それ以上にもっと幅広い分野の民間協力というか、民間の方の活動を掘り起こす方策というのもここに盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。これが1つ目です。

2点目は、99に挙げてあった犯罪をした者等に関する情報提供についてですが、これは川出先生の御意見に全く賛成でそのとおりでございますので、繰り返すことはいたしません。私も川出先生がおっしゃるとおりだと思います。

最後の3点目は、第7の柱書のところなのですけれども、第2段落冒頭の「刑事司法手続を離れた者に対する支援は」からの3行の書きぶりについては、私の理解が間違っているのかもしれませんが、若干の違和感を覚えました。出所者等にとっては、刑事司法手続があるうちから地方公共団体の行政サービスの対象となっていることもあるわけですから、この書きぶりはもちろん内容的には正しいのですけれども、刑事司法手続から離れてから彼らに対する行政サービスが始まるような印象を私は受けてしまいました。

目下検討している素案というのは、国にとっては再犯防止のための対策ですけども、出所者等、犯罪をした本人にとっては生活再建のための方策になるわけですので、その意味で彼らも生活上の困難を抱えている地域住民の一つの類型というわけです。せっかくここでタイトルに地域による包摂ということを掲げるので、犯罪をした人たちも地域での生活者、あるいは一般市民だとして位置づけるというスタンスを示すことが大事じゃないかと考えます。

つきましては、出だしの部分を例えば「犯罪をした者等の地域社会での生活に対する支援

は」とかしたらどうかなと考えました。

以上、3点です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 松田委員、ありがとうございました。

続きまして、宮田委員、お願いいたします。

○**宮田委員** 若干まとまりがなくなりますが、10点ほど申し上げます。

保護司に関しては、全く今まで先生方が御指摘になったとおりであり、抜本的な方策が必要だと思います。そして、松田先生がおっしゃったとおり、民間協力者として警察の立ち直りボランティアや法務省の傘下にある保護司や更生保護女性会、BBSだけが特別に書かれているというところに対して大変違和感を持ちました。

若者サポートステーションを受託している育て上げネットという団体の方がヒアリングにいらっしゃいました。彼らはここに掲げられている団体ではありませんが、刑事施設への見学なども含めて社会包摂について非常に有効な情報提供を社会に対して行っています。また、地域生活定着支援センターは県の直轄事業ではありますが、1県以外は民間の団体に対する委託事業です。社会福祉士などの福祉専門職が更生支援計画を作成して、そのような方たちは判決の後まで無償で罪を犯した人の立ち直りに尽くしてくださっています。たくさんの方たち、たくさんの民間協力者たちが更生保護に対して協力してくれているということをもっと評価してほしいと感じました。

そして、2つ目として、その中に当事者支援、自助グループをもっと積極的に位置づけてほしいと思います。自助グループについては、薬物のところに収れんさせるというお考えが以前示されましたが、犯罪の遠因となっているアルコール依存やギャンブル依存、あるいは犯罪である繰り返される性犯罪などについての自助グループもできていますし、少年院の退院者の団体であるセカンドチャンス等もございます。犯罪をした人の更生に関して、実際に犯罪や非行を行って立ち直った人たちが助言をするというのが最も説得力があり、またそれが励みになるものだと思います。北欧では支援する当事者のことを経験専門家と呼ぶのだそうです。実際に経験のある方たちや、そういう方たちの支援をもっと積極的に評価してほしいと思います。

3つ目です。私は更生保護女性会については考え直す時期に来ていると思っています。更生保護女性会は、刑務所や更生保護施設の慰問や地域の広報活動など幅広い重要な活動をしています。保護司の奥さん、そして女性保護司が構成員の中心です。ほかの女性は非常に入りづらいですし、保護司になるほど自信はないけれども、何か更生保護のために協力したいと思っている人、とくに男性を取り込めないではないですか。更生保護女性会とBBS、そして保護司会が三本柱でも結構ですが、今後、更生保護女性会を維持し続けるべきかどうか、お考えになった方がいいと思います。保護司になろうとした人が、保護司会の方から、奥様を是非更生保護女性会にと言われて、妻の人生なのに何で自分がとドン引きしてやめたという話も聞いたことがあります。能力ややる気がある人であれば、ご主人とともに奥さんも、夫婦で保護司になってもらったらいいのです。

それから、4つ目です。第102番、法教育の充実の部分の削除とのことですが、この項目については私は削除するべきではないと思います。刑事司法担当者の常識は一般の方々の非常識であり、私は、福祉の立場で立ち直り支援の最前線に立っている人たちに刑事司法についての研修を頼まれてしばしば話をしますが、極めて基本的な話しかしていないにもかか

ならず、そうだったんですね、知りませんでしたという反応が返ってきます。国民にとって刑事司法はとても遠いところにあります。知識がないからこそ、国民の偏見も出てくるのではないかと思うのです。この部分は、私は削除はするべきではないと思います。

5つ目です。地方による包摂を推進するための取組についてです。東京都で地域生活定着支援センターの設置が遅れたのは、当時知事であった石原慎太郎氏が、犯罪者を東京都に定着させるのかと強烈に反対なことからだという話を聞いております。地方での取組が進むか進まないかは知事や首長の意識に大きく左右されます。そういうような方たちと犯罪の支援をしている人たちとの交流がもっとできないのでしょうか。政治的イシューとして取り組むべきことだということについて、地域での上に立つ方、首長さんだけではなくて地方議会の議員さんたちなども含めて意識を共有すべきではないかと思います。ただ、それを言ったら国会議員もそうなのかもしれないですけども。

6つ目。情報の提供の問題です。私は情報の提供が非常に必要だとは思っていますが、開示してはいけない場合もあるのではないかと思います。例えば地方自治体が犯罪をした人の氏名を全面的に公表するという条例を作ってしまった場合にここにも情報を提供しますか、そんなことをしたら犯罪をした人たちが地域で居場所を失って大変なことになります。どういう人たちに関して、どのような形で、公表する相手やその方法をどのようにするべきかということについての詳細な検討を行い、その上で弊害がないことを確かめたものに、広く情報提供を行ってほしいと思います。もちろん支援をしている人にとって情報が必要なのは間違いありません。そういう人たちはそれぞれが自分たちの業務に関する守秘義務などによって個人情報を守ってくれると言えるでしょう。支援者が持つ情報と自治体自身が持つ情報というものについて、何がどのように必要なのかに整理して、細やかな検討をしていただきたいと思います。

また、犯罪をした人たちに対する情報という意味では、犯罪報道についても今や考え直すべきではないでしょうか。昔のように新聞に載っても、その情報は新聞の縮刷版にしか載らない。そういう時代であれば忘れられていくことが期待できました。しかしながら、今やインターネット上に情報が固定化されます。新聞社やテレビ局が自分のホームページから削除したとしても、魚拓と言われているコピーペーストがあちこちにつくられて情報を削除できません。デジタルタトゥーが残ります。スウェーデンでは匿名報道、ドイツでもファーストネームの1文字だけで報道という形での匿名化が図られていると言います。デジタル時代に即応した報道の在り方、警察や検察庁の情報の出し方についても検討すべきなのではないでしょうか。一旦報道されてしまえばその人は地域では犯罪者の扱いを受けます。家族は犯罪者の家族として差別されます。本当に私たちが支援をしていて困った事態が生じています。そこも情報の中では是非考えていただきたいところです。

7つ目。106番、地域のネットワークにおける取組の支援については残すべきだと思います。野口先生や松田先生が様々な団体との協力を考えるべきだという御意見でおっしゃったところとほぼ内容的には重なりますけれども、地域のネットワーク化は支援をするために最も重要なことです。それぞれの団体がそれぞれに工夫をしながら様々な活動をしているんですけども、ここが弱いところをこっちが補えばもっといいじゃないかということはあると思います。そういう意味で団体相互の交流なども考えていただければと思います。

8つ目。相談できる場所の充実です。

相談できる場所の充実については、今まで先生方が御発言いただいたとおりなのですが、場所を充実させるだけではなくて、電話等の多様な相談窓口を設けるべきです。これは既に総務省が平成26年3月25日の刑務所出所者等の社会復帰支援に対する行政評価監視結果に基づく勧告で、電話相談窓口をつくれということを描いています。相談場所には出向かなければいけません。しかし、出向く交通費さえ今ないという人もいるかもしれません。

今、東京都では民間の福祉専門職に委託して「犯罪何でもお悩み相談」をやっています。いざとなったら同行支援もやる相談です。メール相談も始まりました。相談場所まで出向くということはなかなかハードルが高い場合があります。特に東京保護観察所、霞ヶ関の一等地であって、犯罪をした人がボロボロの格好で相談に行けるかといえはなかなかハードルが高いのではないかと思います。また、電話相談等であれば相談の担当者や相談方法を工夫すれば休みの日に相談をするということも可能ですが、役所とかはどうしても定時で上がらなければいけないという問題も出てきます。

もっと手軽に相談ができる電話相談、あるいは、皆さん携帯端末としてスマートフォンを持つ時代になっておりますから、メールやSNS、例えばLINEを用いた相談なども検討に値するのではないかと思います。相談の窓口をつくる。そして、相談の手段を多様化させることは極めて重要なのではないのでしょうか。

9つ目。細かいところですが、114の関係機関の職員等に対する研修の充実等ですけれども、これについても先ほど述べました法教育の視点は極めて重要ではないのでしょうか。なぜ犯罪が起きてしまうのか、なぜ犯罪をこのような形で裁くのかについても、関係機関の皆さんと情報共有されておられませんので、そういう研修も充実してほしいと思います。

それから、10番目。115、矯正施設の環境整備の部分から医療体制の充実、バリアフリー化、特性応じた効果的な支援、指導のための環境整備という言葉が削除されています。医療の充実やバリアフリー化はまだ十分ではない刑務所もたくさんありますので、この点は残していただいた方が私は有り難いと思います。面会室の整備とか、それこそウェブを使って家族などがテレビ電話で面会できるような設備とか、様々な刑務所のハード面での施設整備というのもまだまだ必要であるように思います。

最後、11番目です。

民間協力者との連携関係ですけれども、連携強化の構築や人材育成について、法務省の考えている民間協力者の範囲が非常に狭いということもあり、例えば地域生活定着センターのような現実に特別支援で関わっている福祉の方々の御意見なども参考にしながら、人材育成のときのノウハウ、知識の共有などもしていただきたいですし、弁護士や弁護士会との連携強化にしても、弁護士は単に弁護人としての刑事事件についてのツールというだけではなくて、更生支援をしている団体などに対して、例えばこういう規則をつくったらもっと団体が効率的に運営できるのではないかといった法的な助言などもできるのです。弁護士に対して、再犯防止だったらこの点というような形で細かく関与すべき問題を限ってしまうのではなくて、それぞれの団体がどんな能力を持っていて何ができるのかについてを、もっと考えるべきだと思います。

更に言わせていただければ、我々弁護士の刑事事件や少年事件での活動というのは、本人の主体性、本人が何を考えているのか、どうしたいのかということ非常に重要視した活動をしております。刑事司法において本人の自主性や、本人の意思をもっと意識してほしいと

感じるとともに、医療や福祉、心理などの専門家との連携などもさらに深め考えていってほしいなと思います。

すみません、甚だまとまりがありませんでしたけれども、以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

全然まとまりがないことはありませんでした。誠にありがとうございました。

それでは、村木委員、よろしくお願ひいたします。

○村木委員 ありがとうございます。

まず、第6のところなのですが、保護司の方々が非常に大事な仕事をしておられるというのは、最近いろいろな現場で保護司の方に出会うので、本当にそうだと思っています。これはこの分野で活動しておられる人がどうしたら活動が維持できるか、もう十分お考えなんだろうと思うんですけども、慎重論で申し訳ないですけど、保護司と、それから出所者の方の対一の関係というのは相当重たいだろうなという気がします。我々が困っている人への相談をするというときには、例えばLINE相談とか電話相談だと一線の相談する人と後ろで監修者とか編集者とかチューターとか呼ばれる人がいて、常にそこをサポートしているとか、場合によってはチームで支援をすることとか、そういうふうに相談の世界もなっているんで、何か少しそういう形でチームとか、あるいは監修者のような人とか、あるいは場所を使ってたくさんの方が自然体に関わり合えるとか、少し工夫をしてハードルが下がるという方法を考えるといいのかなと思っています。

それから、民間協力者のところはさっき宮田先生もおっしゃいましたけど、仲間を増やすという発想の書きぶりのところを少し新たに書き加えてはどうかと、今やっつけてくださっている方だけではなくて、さっき若者支援のところはかなりこれをやってくれているということはもう分かっていますし、農福なんかも同じような機能を果たしそうな気がしますので、仲間を増やすということで少し項目が立つと面白いのかと思いました。

次に、地方自治体のところですが、柱書の書きぶりについては御意見も出ていて、ここをどう変えればということではないのですが、そもそも刑務所、矯正施設から出た人の再犯防止、更生支援というのは、最後その地域の住民となってその人たちが差別を受けずにきちんと必要な行政サービスも受けて、福祉サービスも受けて、暮らしていくようになるし、そのことがまた犯罪の防止にもなるし、再犯の防止にもなる。このことはこの再犯防止の法律であり、それからこの計画をつくる原点だと思うのです。ですから、2度目の計画ではありますけれども、きっちりとその考え方は書いて、自治体の方にも再度ここをしっかりと読んでいただくということはとても大事だと思うので、是非この柱書とか内容についてしっかりと今日出た御意見なんかも踏まえて書いていただけたらと思います。

それから、この問題をやるとき一番最初に住民票問題というのを随分この会で議論をしたと思います。そこが解決しているのかどうか、解決していなくて、結局どこの自治体の住民か分からないままで宙ぶらりんになるという状況が解消されているのか、されてないとするば更に何をやるかというところの記述は、ここの分野ではどうしても大事かなと思っています。

それから、居住支援というのは自治体が負っていく、住宅供給の責任というのは自治体が持っているわけですから、ここのところも自治体に意識していただくというのは大事かなと思います。しばらくは県がしっかりと旗振り役をやるということで、補助金の制度等々が書

かれたこと、制度をつくられることはいいことだと思いますが、最後は市町村に行くので、県の旗振り役プラス市町村が早く計画を作って、自分たちの問題だということを意識してもらうという所を更に推進するようなことがこの計画の中に盛り込めたらと思いました。

それから、支援の連携強化のところはこの計画の中でも非常に大事なところで、今回保護観察所とか更生保護施設で行ういろいろなサービスメニューの強化、本人の支援だけじゃなくて支援団体の支援とか相談場所をつくるとか、非常にたくさんいいことが書かれて、私は当初この問題を扱うときに一般のところで行った方がいい、できるだけそっちへと思っていたんですが、現状を見ると橋渡し役であるこういう分野に知見のある人たちが少しアフターケアとか訪問サービス系のことをやっていくというのは非常に重要だという認識をしたので、ここに書かれていることは非常にいいことだと思います。

ただ、多分保護観察の分野は保護観察、更生保護の分野は更生保護、矯正施設は矯正施設、非常に皆さん縦割りで、自分のところの役割とそこからできるプラスアルファのサービスと考えるとこの文章がそれぞれに書かれている気がして、結局罪を犯して刑務所を満期で出るか、あるいは仮出所をするか、あるいは何とかという、こういう人たちはどこに行けばどのサービスが受けられて、だんだん地域へ行く中で、最初は濃いサービスがだんだん薄くなって一般サービスへ入っていくというこの人たちが立ち直るプロセスの中で誰がどう関わるかということとか、あるいは地域にあるこういう団体がこうやって協力してこの1人を支えますということが縦割りの書きぶりだと非常に見えにくくなるんですけど、一般市民、ほかの団体とか自治体、それから本人から見たときはそっちが大事なので、自分は何ができるとか、自分はどこに関わる、少し整理をすとか、図示をすとかして、みんながお互いの関係が分かり、自分が受けられるサービスが分かるように一回やっていただくと、ここが抜けているとか、ここが弱いとか、ここはこの人が手伝えるとかということが見えてくるので、一回計画の後ろの方、参照図表なのかもしれませんが、それをやっていただくと非常にいいのではないかと思います。まだまだこういう機能が全国に何か所しかありませんという感じのものが多いので、ここを広げるということは計画の中できちんと書かれると大変有り難いと思いました。

最後のところは私は2つ、第1のところでは気になったのは、1つは関係機関の職員研修はとても大事で、特に公務員とか教育関係者とか、パブリックなところにいる人たちがこの問題に正しい認識を持つというのは決定的に大事な場面というのが実はよくあるので、ここをきちんと書いて実施をしていただきたいと思いました。

あと弁護士との連携のところは、もう少し内容を充実して書ける部分があるのではないかと思いますので、その辺はさっきの宮田先生の御意見なども含めて、ここの書きぶりも充実していただけたらと思いました。

長くなりましたけど、以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

最後に森久保委員、よろしくお願いいたします。

○森久保委員 全国保護司連盟の森久保と申します。

今回のテーマに保護司と民間協力者の活動の促進のための取組がございしますが、保護司組織を預かっている1人として御意見を申し上げたいと思います。

これまでの検討において、次の5年間における重要な取組としていただいております持

続可能な保護司制度の在り方の検討などについて、今回の素案で具体的に踏み込んでいただきました。これまで先生方からのいろいろな援護、支援、頂いた発言、本当に有り難いなどいつも思っております。

素案の2ページ、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行において、保護司の待遇や活動環境、推薦、委嘱の手順、年齢条件などについて検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じるとされております。保護司制度の将来のため、制度の骨格に関わるような事柄も検討することとしたことは大変結構なことだと思います。

後ほどお答えを頂ければと思っておりますが、どのような検討や試行をするのか、今の時点で想定していることなどありますでしょうか。2年を目途に結論というのはいささか性急な気もいたします。私たち保護司が2年ごとの任期を単位にして活動しているということもあって気になりました。いずれにしましても、検討に際しまして私ども保護司の意見を十分に踏まえていただきますようお願いをしておきます。

また、全国保護司連盟では本年度中に外部の有識者も交えて保護司制度に関する総合的な調査、研究を始める予定であります。この成果についても検討の参考にさせていただきたいと思っております。

さて、素案の3ページから4ページにかけては保護司活動のデジタル化、保護司適任者に関わる情報収集等、地方公共団体からの支援の確保、さらには国内外への広報、啓発について具体的な記載を盛り込んでいただきました。これら、これまでの取組をより一層推進するというものとして十分な記載を頂きましたので、私から更にお願いをしたい点がございません。

ただ、これらに加えて保護司会という組織としての活動に対する支援について新たな項目を立てていただけないでしょうか。

といいますのは、保護司の仕事は保護観察対象者などに対する指導や支援だけではありません。保護司会の会計や人事など、組織の運営に関する事務のほか、保護司候補者の確保や犯罪予防活動などの保護司会単位での活動が多く、こうした活動の準備などのために目まぐるしい毎日を送っているわけであり。とりわけ大変なのは経費の請求や金銭の出納、収支、決算といった会計の事務であります。どの保護司会もこうした事務の負担に苦しんでおります。保護司活動のデジタル化や面接場所の確保など、これまでに頂いた御支援は主に保護司個人の活動に関する負担を軽減していただくものであります。一方、現在の素案において保護司会の運営事務に対する支援については特段の取組が明記されておりませんので、どうかその点御検討いただきますようお願いを申し上げます。

また、素案の6ページに更生保護女性会、BBS会といった保護司以外の更生保護ボランティアの活動の促進についても言及していただきました。更生保護女性会やBBS会と私ども保護司会の三者は相互に連携して、地域社会の安全、安心に関わる取組を進めてまいりました。これまでに全国の保護司会に設置していただいた更生保護サポートセンターは、保護司のみならず更生保護に携わる地域社会での関係者における連携、活動の拠点だと理解をいたしておりますが、その運用状況は地域によって様々であります。更生保護サポートセンターがその連携の拠点として、より一層充実した運用がなされることを願っております。その点についても御配慮を頂ければ幸いです。

最後になりますが、素案13ページ以降には地方公共団体における取組の促進の項目を設けていただきました。私たち保護司は保護観察中はもとより、保護観察期間を終えた後にも刑務所出所者等と同じ地域住民として迎え入れていくこととなります。彼らの多くは住居、仕事など、それぞれに問題を抱えたままでありますので、私たちはかつて担当していた元対象者からもろもろの相談を受けており、その都度できる限り対応しているところであります。彼ら地域社会の一住民として生活しているわけでありますので、地方公共団体による取組というのは非常に重要になってきております。

しかしながら、全国の保護司の仲間から聞いている限りでは、都道府県、市区町村を問わず、再犯防止に対する地方公共団体ごとの温度感には誠にばらつきがあるという印象を受けております。したがって、素案において都道府県や市区町村の役割を明記していただいたことは、保護司の立場としても非常に有り難いと感じております。これを機に地方公共団体からも一層の後押しを得られることを期待をいたしております。

私から以上であります。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

本日御欠席の和田委員からは、事前に民間の協力、特に民間資金を生かした再犯防止の取組というのは非常に有意義で進めるべきであって、成果連動型の契約等も含めて、更に様々な協力の在り方について検討していただきたいと、このようなコメントを頂いているところでございます。

それでは、先生方から御意見を頂き、特に最初の頃に御発言された先生は、ほかの先生方の御意見を踏まえてまた御意見があろうかと思っておりますので、また後ほど御意見いただきたいと思っておりますが、まずはこれまでの御発言を踏まえまして、役所側の受け止めを先にお聞きしたいと思っております。ほとんどが保護に関する御意見だったと思っておりますので、まずは保護局の方からお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○法務省保護局更生保護振興課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

持続可能な保護司制度についてもじっくり考えるようにという御指摘を頂いたものと考えております。後ほど森久保先生からの御指摘を踏まえて御回答申し上げますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

まず、川出先生からの御指摘でございます。

長年続いている保護司不足ということの御認識を御指摘いただいた上で、持続可能な保護司制度についてじっくり考えるようにという御指摘と受け止めました。

項目でも記載させていただいておるとおりでございます。後ほど森久保先生の御質問と併せて具体的なことについて御返事申し上げますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、川出先生から、地方公共団体との相互理解ということで、人の交流について併せて御指摘いただきました。現在、幾つかの保護観察所で地方公共団体との人事交流を進めております。相互理解が進むよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

それから、清水委員から基本的な理念のところでも御指摘いただきました。国際会議ですか、上川元大臣の発言も引用していただきまして、御指摘ごもっともかと思っております。ここはまた改めて今日の御指摘を踏まえて、書きぶりについて関係部局とも御相談して考えたいと

いうふうに考えております。

それから、保護司適任者確保に関する情報収集について主体のところでも御指摘いただきました。ごもっともかと思えます。具体的には保護観察所がしっかり取り組むという姿勢を可能な限り打ち出したいと思えますし、実際にもそうしていきたいと考えております。

それから、相談できる場所の体制ということで訪問支援の充実についてお話を頂きました。現在8か所で活動していただいていますけれども、効果も大変上げていただいていますので、拡充というか、この取組が広く進むように心がけていきたいと思えます。ありがとうございます。

それから、堂本先生からも貴重な御意見を承りました。ボランティアである方々に依存しているのか、保護観察官が十分ではないのかという御指摘を頂きました。

保護局ではなるべく若い方の御意見を広く頂かなければいけない。それから、若い方に保護司になっていただきたいという観点から、昨年度若手オンラインフォーラムということで、全国で若手、具体的には45歳未満で広く活動されている保護司からの御意見を伺うような取組もさせていただきました。実際に仕事をなされている方で保護司活動に係る時間が大変なので、その研修の時間を工夫してほしいですとか、あるいは報告書の手書きが大変なので、オンラインでできるようにしたらいいのではとか、いろいろな御意見をいただきましたので、そういった意見を踏まえて具体的に若い方々が保護司になっていただけるような取組を更に進めていきたいと考えております。

それから、地方公共団体との関係をより密にするということ、これもごもっともな御意見でございます。まだまだ十分でないところがございますので、保護司の活動が御理解いただけるように努めてまいります。特に最近では地方公共団体の方に保護司になっていただけないか、協力いただけないかということで、実際に現職の地方公共団体の職員の方が保護司になっていただけるようなところも出てきたり、あるいは退職間際のセミナー等で保護司の活動をアナウンスさせていただいて、それをきっかけに保護司になっていただくようなこともあり、結果として地方公共団体の様々な実情を御存じの方、あるいは地域に根ざした方が更生保護の仲間になっていただけるという例もございますので、こういった取組も引き続き進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

それから、野口委員からも貴重な御意見をありがとうございました。

保護司活動のデジタル化の推進について、フォローアップを丁寧にとということでございます。ごもっともかと思えます。保護司の皆様、最近御理解を頂いて、タブレットを使っていたり、実際に報告書をタブレットを使って作成していただくような取組を少しずつ広げておるところでございますけれども、保護観察所において丁寧に進めていきたいと考えております。

それから、警察の少年担当を含め、地域の中での連絡連携体制、それから検討会の具体的な進め方についても、頂いた御意見を保護観察所と共有いたしまして、委員の御趣旨に沿ったところで取り組ませていただきたいと考えています。ありがとうございます。

それから、松田委員からも貴重な御意見を頂きました。

新規開拓のところでございます。ここはもしかしたら記載のところでも足りてないところがあるかと思えます。今日頂いた御意見を踏まえてきちんと考えていきたいと思えます。

それから、宮田委員におかれましては、実際に保護司活動をなされた御経験を踏まえて

様々な御意見を頂きました。実際に起きていることを踏まえた御発言かと重く受け止めております。

地方公共団体の関係ではおっしゃるとおりでございまして、中央では全国の自治体の長が集まる会議、あるいは議長が集まるような会議で再犯防止の理解が進むように説明する機会がございますけれども、各地でも同じように広がるように取組をしていきたいと考えております。

それから、更生保護女性会、BBS等に関する御意見を頂いてありがとうございます。それぞれこれまでの長い歴史の中、またそれぞれの地域の実情ということもあろうかと思いたすけれども、頂いたことも踏まえて各団体と活動の在り方ですとか丁寧に相談していきたいと考えております。ありがとうございます。

それから、村木委員からも貴重な御意見ありがとうございます。一対一の関係が負担になっていると、あるいは不安になっているのではないかと、ごもっともかと思えます。

特に保護観察所では保護司の皆様からそういった御意見も長く承っておったものですから、ここ数年複数担当制というのを始めまして、保護司の方が1件のケースに対して複数で担当する、役割を分担するというようなことも進めております。それから、もちろん保護司任せにはいけないということでございますので、保護司の皆様に対して保護観察所もきっちりサポートするというのを改めて考えていきたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

それから、各種サービスに関する御意見も大変有り難いと思えます。保護観察所が新たな事業を始めたり、あるいは更生保護施設が新たな取組をしていますけれども、どうしてもこちら側の視点が強くなっていろいろな説明をしたり、絵をつくっている側面がありますので、そういったサービスを受ける対象者の方の目線、あるいは支援をする方々、助けてくださる、協力してくださる方々の目線というところで整理をして、そういった図表を作成したり、図示するという工夫をしっかりしていきたいと考えております。

それから、森久保委員からは保護司の組織を代表する立場で御意見を頂戴してありがとうございます。試行のところでお話を頂きました。

具体的な論点はこれから詰めていくところではございますけれども、今日いろいろお話もございまして、幅広い年齢層、あるいは幅広い分野から様々な方々を保護司として迎え入れ、長く活躍していただけるような保護司制度を確立するということが必要と思ひまして、その際もちろんでございますけれども、保護司組織の皆様と協議しながらしっかりと検討してまいります。御指摘いただいたスケジュールにつきましては、今日のお話を踏まえて検討したいと思ひます。

森久保先生の御発言の中で全国保護司連盟でも調査、研究をなされるということのを伺いましたので、保護司連盟の皆様と方向性を一にするようなことできちんと相談をさせていただきながら、役所だけでももちろん決めるということだけではなくて、丁寧に御相談させていただきたいと思ひます。貴重な御意見をありがとうございます。

それから、保護司会としての組織としての活動に対する支援ということで、特に会計事務に御負担をおかけしているというお話を伺いました。保護局におきましても、施策として検討していることもございます。きちんと取り組んでまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

それから、更生保護サポートセンターにつきましては、保護司の皆様の活動拠点ということで推し進めてまいりましたけれども、先生に今日貴重な御指摘を頂いたとおり、これは保護司の皆さんだけではなくて、地域で御活動いただく更生保護関係者の皆様の活動拠点でございますので、そこが地域の関係機関の皆様の拠点になるよう、先生の今日の御意見も踏まえて進めてまいりたいと思います。

地方公共団体における取組は御指摘のとおりでございまして、まだまだこちらからの取組の御説明が、十分でないところがございますので、全国の地方公共団体の皆様に御理解、御協力が得られるよう努めてまいります。

この後少し総務課長から補足をさせていただきます。

○法務省保護局総務課長 引き続きまして、保護局総務課長、瀧澤でございます。

先ほどは説明が分かりづらくて大変失礼いたしました。

更生保護法の改正におきまして特に重要な点の一つとして、刑を受け終えた人、あるいは保護観察にまでは至らなかった人という説明が適切かどうかはともかく、そのような方についてもきちんと必要な支援、あるいは適切な支援をできるようにするというところで、いわゆるテリトリーを広げたというようなこととなります。刑執行終了者等に対しまして、必要かつ適切な支援ができる仕組みを新設するということが盛り込まれております。

その発想におきまして、清水先生、川出先生、あるいは松田先生等々からお話しいただきました保護観察官の役割というもの、あるいはそこを含めた更生保護官署の組織体制につきましても現在いろいろと見直し、どうすべきか、そういったことを検討しているところでございまして、本日頂いた御意見を基に、正に清水先生がおっしゃった観察所が地域に見えるというような形、そこは仕組みでもありますし、意識もございましょうし、そういったための育成等もございましょうが、そういったところを保護局として考えていきたいと思っております。

また、保護司の様々な御活動等につきましては、今、杉山の方からお答えさせていただきましたけれども、全体といたしまして持続性のある社会づくりのために極めて重要な役割を担っていただいておりますので、そういった部分、清水先生のお言葉を使いますと「ポジティブな」部分について、大きな意義といえますか、あるいは先生方のお心持ちに答えるようなワーディングも含めて書きぶりを改めて考えさせていただければと思います。

また、最後に息の長い支援のために法改正も含めて今取り組んでいるところでございますが、そうなりますと本人や市民、あるいは民間協力者の方々がより協力しやすい形、あるいは支援を求めやすい形ということが重要でして、特に宮田先生から相談窓口、あるいは手段の多様化ということで平成26年5月の勧告にも触れていただきました。時間は掛かってしまいましたが、正に地域住民の方々、あるいは刑を受け終えた方々からの相談をより幅広く、あるいは時間等の制約を超えて受け入れられるよう、電話相談及びメールフォーム、メールでの相談の仕組みができないものかということで、現在具体的に検討し、その実現に向けて努力しているところでございますので、御理解賜ればと思います。

そういったことも含めて、地域でのネットワーク支援がより充実したものになるよう更生保護地域連携拠点事業、あるいは更生保護施設の訪問支援事業の拡充なども含めて取り組んでまいりたいと思っておりますし、計画への書きぶり等についても更に検討を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 矯正局、何かコメントございますか。

○法務省矯正局更生支援管理官 矯正局更生支援管理官をしております谷口と申します。

私の方から矯正施設の関係で何点か取組について御説明、御紹介もさせていただきたいと思えます。

まず、堂本先生の方から刑務所について、自治体との関係を密にして地域の中で孤立しないようにということでお話を頂いたところでございます。

刑務所、矯正施設等でその所在する自治体との連携協力体制の構築、強化を行って、刑事施設が地域で孤立しないということは大変重要なことであると考えております。地域、地方公共団体の皆様の御理解を頂くということが必要であると考えております。一部の先進的な自治体では、刑務所と一緒に地方創生の取組に参加させていただいているようなところもありますけれども、来年度また自治体の方々を対象にして、矯正施設との連携のための取組についてセミナーを開催したりとか、そういうような取組もまた新たに進めていきたいと考えております。

こうした取組を通じまして、自治体との間の密接な関係を更に構築して行って、刑務所が決して地域の中で孤立することのないよう、またそのことによって刑務所出所者が地域の中で受け入れていただけるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2つ目でございます。

村木先生の方から、出所者がどんな手続をしたらいいのかというようなことをきちんと幾つもの手続をしっかりと理解できるようにということでお話を頂いたと承っております。

こちらは今日、参考までに持ってきたのですが、画面の方に映るかどうかわからないのですが、見開きになった資料でございまして、ここがまた委員の皆様にもしあれでしたらお送りしたいと思うのですが、段折りになっておりまして、出所したら最初にやることとか、それからこちらは仕事、病院、相談先のこととか、それから結婚、子育てのこととか、それから高齢になったこととか、こういうのを全部実は平仮名、あるいは読み仮名を振って一連のものにしています。そして、後ろの方にはこれも平仮名、読み仮名が振ってあるのですが、関係機関がずっと載っているという、このような資料を作って、出所される方にお配りをしたりというような、これは各施設のまた対象者によってもこの内容とか、どのぐらいの漢字を使ったらいいとか、いろいろなところが変わってくるのですが、そういうものを工夫して作ったりしているところでございます。

このようなものを作り、また順次改定していくことも必要であると考えていますし、もう一つはこういうものを作る過程の中で、関係機関の方々にも当然相談しないと私どもでは作れませんので、関係機関の方と相談することによって、どういうことが必要なんだねということが改めてこういうものを作る過程で分かってくる部分もございます。そうした取組、あるいはこのようなものを日々新たにしていくような取組というようなものも進めていながら、関係機関との連携、再犯防止に向けた取組について更に進めていきたいと考えているところでございます。

それから、村木先生、あるいは堂本先生は以前から住民票がないことによってなかなかサービスにつながらないという問題について御指摘を頂いております。

受刑者の中では住民票が消除されているというようなケースもございますけれども、受刑

者本人が住民登録が困難な場合には、受刑者からの委託を受けて社会福祉士等の刑事施設の職員が刑事施設所在地の市役所などに赴きまして、代理で住民登録を行うというような取組も行っているところでございます。この点については関係機関の御協力、御理解も必要でございますので、関係機関と連携して受刑者、出所者の安定した生活基盤の確保のために必要な措置を講じていって、再犯防止、社会復帰が可能になるように私どもとしても努めていきたいと考えているところでございます。

それから、あと宮田先生の方から後ろの方で刑事施設の環境整備の部分で御意見を頂いたところでございます。

医療体制の充実、バリアフリー化といった取組については、これはもちろん必要でございますし、進めておりますし、進めていきたいと考えております。そうした中で、今般特に刑法の一部改正に合わせた環境整備などにも新たに私ども力を注いでいかなければならないということで、次期計画という性質から、こちらの方にちょっと力を入れた形での記載となっておりますけれども、医療体制の充実、バリアフリー化といった取組については、これから受刑者も高齢化していく中で大変重要な大切な取組であると考えておりますので、引き続き必要な環境整備には取り組んでいきたいと考えているところでございます。

あとその他ですけれども、今日の御議論では必ずしもございませんでしたが、少年鑑別所の地域援助の取組などについても大変非常に大きな期待を頂いているところでございます。この辺については私ども非常に大切な取組であると思っておりますので、必要な体制を構築し、また地域援助については少年鑑別所法で規定がございまして、この規定の目的、趣旨に沿った適切な運用がなされるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私ども矯正局の方からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

ほかの関係省庁の方々、何かコメントございましたらよろしく願いいたします。

役所の受け止め、それからほかの先生方の御意見を踏まえまして、更に御意見等を頂きたいと思っております。もうちょっと時間がございまして、特に一番最初に御発言された川出先生、多くの方々の御意見を踏まえた上で何か更にコメントございましてでしょうか。

○川出委員 ありがとうございます。

基本的に申し上げたことに付け加えることはないのですが、特に最初のところ、民間協力者の活動のところ、何人の方がおっしゃられましたように、保護司だけに何か着目したような形になるというのは、数が少ないというのはそれはそのとおりだと思いますので、もう少し幅広い形で民間の協力者の活動の促進ということを図っていくところを打ち出すというのは確かに重要だと思います。そこは是非書き換えをしていただければと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

その他先生方、更に御意見等ございましてでしょうか。

宮田先生、よろしいですか。

○宮田委員 今回の計画について、どこで述べるか迷って未だ意見を述べていないところなのですが、自治体は民間に委託しているところが多いので、自治体と民間の両方にかかってく

と思うのですけれども、地域生活定着支援センターが非常に役割が大きくなっています。出口支援としての特別調整に加えて、昨年度からは被疑者等支援業務として、いわゆる入口支援にも定着のノウハウとスキルを活かしていただく事業が展開されています。地域生活定着支援センターが果たしている役割は非常に大きい。そのことが計画の中で、どこにどうやって書いたらうまくいくのかがよく分からないまま意見を十分言えませんでした。地域生活定着支援センターの活動についても、もっと書いていただくと、弁護で関わった方々について支援をお願いしている立場から、有り難いです。また、地域定着生活支援センターの活動について厚労省の方のお考えについて、もし可能であればお聞かせいただきたいと思えます。一番重要なところで忘れていたのはこの点です。

次に、保護司になってもらうことについて、地域からだけではなくて業界団体などとの交流、あるいは現に支援をしている団体との交流なども必要ではないかと思えます。

また、ヒアリングのときに育て上げネットの方が御発言なさっていましたが、育て上げネットが保護司を受ける。それで、団体のみんなが交代しながら保護司の仕事をする。そういう今までとは全く違うやり方も考えてもいいんじゃないかという御発言がありました。一人の人に息が長い活動をしていただくことも大事ですけれども、特定の団体に保護司としてずっと関わっていただく形で支援の輪を広げていく試みも、私は非常に重要なのではないかと思います。先ほど保護局の方から息の長い、長年にわたる活動という御発言があったので、それだけに限る必要はないのではないかと気がつきました。

取りあえず以上2点発言させていただきます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

今の御発言を踏まえまして、現時点で厚生労働省の社会・援護局の方でコメントをできることはございますでしょうか。

○厚生労働省社会・援護局総務課課長補佐 厚生労働省社会・援護局総務課で地域生活定着促進事業を担当させていただいております酒谷と申します。発言の機会を頂きましてありがとうございます。

宮田先生、常日頃から地域生活定着促進事業につきまして、深い御理解と大きな期待を寄せていただきましてありがとうございます。

宮田先生から今お話がありましたとおり、令和3年度から被疑者等支援業務という入口支援を開始いたしまして、令和4年度につきましては、被疑者等支援業務の中で弁護士との連携を強化して、より多くの高齢、または障害があつて福祉サービスが必要な方に対する支援をできるよう進めさせていただいているところです。もちろん当然ながらこの業務を進める上で必要な予算の確保を国としてはさせていただいているところです。

この事業は都道府県が実施主体で国が国庫補助をするという形の事業でありまして、そういった意味でも今策定している計画の中の地方公共団体との協働が正に肝になるところです。都道府県もちろんですし、罪を犯した方がほかの罪を犯していない方と同様に福祉サービスを受けられるようにということで、援護の実施主体である市町村との連携ということも含めているところです。

さらに、地域生活定着支援センターの職員の、支援の質の向上等のために、令和2年度から国が委託して全国の地域生活定着支援センターの職員に対する研修を行っており、これも充実、強化していっているところです。

多少話がずれるかもしれませんが、先ほどの宮田先生のお話の中で、地域生活定着支援センターの職員の知見も生かしながら、地方公共団体等、地域の再犯防止の支援者に対する理解を広げた方がいいのではないかと御趣旨の御発言があったかと思えます。こちらについては地域生活定着支援センターの業務の中に関係機関との連携及び地域における支援ネットワークの構築が、釈迦に説法かもしれませんが、ありまして、これを具体的に言いますと、研修や協議会を開催し、犯歴の有無を問わずニーズがあって真に支援を求める方が、地域において必要な支援を受けられるための環境づくりや支援ネットワークの構築に努めるものとして位置づけています。実際にこれを行うことについての補助金も交付しながら実施をしているというところをございまして、国としても後押ししているところをございます。

計画の記載ぶりについては、また関係各所と御相談しながら進めさせていただきたいと思えます。

本事業につきましては、引き続き着実に実施していきたいと思えますので、引き続き御理解や御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

大分時間が近づいてまいりましたが、先生方ほかに御意見ございますでしょうか。

○法務省保護局更生保護振興課長 保護局でございすけれども、今の宮田先生の方に少しお返事をさせていただいてよろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 端的にお願いします。

○法務省保護局更生保護振興課長 宮田先生、ありがとうございます。

保護司の成り手、なっただく方が難しい中で専門職、あるいは子育てネットの話をしていただきましてありがとうございます。

保護局で今いろいろ考えてございまして、いろいろな業界の方にお願いできないかということで、例えばJ C、青年会議所の方を対象に本セミナーを開いてお願いしたり、あるいは経済団体に働きかけたりすることを中央、あるいは観察所単位でやっております。

それから、あと保護司の活動について、事件担当もやって、地域活動もやって、これもやって、これもやって、全て保護司ということでお願いしているようなことがおりますので、中で、保護司の方の活動についていろいろな形のお願いがあるのではないかとということで、少し整理をして、そんなことも少し試行的にできないかなということも考えておりますので、またいろいろ形になったところで皆様に御報告しながら進めていきたいと思えます。

貴重な御意見ありがとうございます。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですので、本日の会議を閉めたいと思っておりますが、本日は本当にこれまで以上に様々な貴重な御意見を頂きました。

特に保護司のところは、書きぶりの問題というよりもしっかりとコンセプトを構成し直して、骨の太いものにしていかなければならないと実感した次第でございます。

あと役所目線ではなくて、これを見て利用していただく方、正に犯罪を犯した方でありますとか、地方公共団体でありますとか、民間の協力者でありますとか、その方々がこれを見ながら、こういうシステムなんだなというのがずっと分かるような形で構成していかなけれ

ばならないなということについてもお教えいただきました。

今日頂いた御意見につきましては、事務局、それから担当部局の方で更に修文をさせていただきますし、その上で、今回までは短冊形式で書面を作っておりますが、全体が見渡しにくい感じになっておりましたが、こういう形式ではなくて、最終的な形式に整えた上で、上から下までダーッと見られるような形のものをお作りしてまた再度お送りした上で、次回また御検討いただければと思っております。

2回目ですので、1回目とは違ったものにしつつも残すべきものは残すというところもありまして、変に表現ぶりを変えることによって、言っていることが違ってくるといのはよくないことだなというのは、先生方の御意見をお聞きしながら考えたところでございます。いずれにいたしましても、最終的な取りまとめに向けて全体像を今後議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次回は11月29日火曜日、10時から今回同様のオンラインとさせていただきます。どういう形で取りまとめをするか、いつまでに取りまとめをするかというのは、また今後の議論次第だと思いますけれども、早めに取りまとめた上でパブリックコメントに付して、その上で、その意見を踏まえて最終的なものをつくっていききたいと、こういうスケジュール感で動いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

昨日、今日と、天気はいいんですけれども、大分寒くなっております。どうぞ御自愛いただければと存じます。

本日は誠にありがとうございました。またよろしくお願いたします。

—了—